

令和4・5・6・7年度 物品等 入札参加資格審査申請書提出要領 守口市水道局

守口市水道局が発注する物品等の入札に参加しようとする方は、この要領により申請してください。

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 営業するにあたって必要な免許、許可、認可又は登録を受けている者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 2年以上の営業実績がある者
※営業開始日から2年以上経過していない場合は、登録できません。
- (5) 申請営業品目において、直前3か年の間に販売等の実績がある者
※物品等実績調書の販売実績金額が0又は未記載の場合は、その営業品目での登録はできません。なお、記載できない理由がある場合は、理由書を提出してください。（任意様式）
- (6) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札等参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

2. 受付期間

令和3年10月1日から令和8年3月31日まで

※受付完了後速やかに審査事務を行います。申請の混雑状況等によっては審査完了までに1-2か月期間を要する場合があります。

3. 資格有効期間

資格審査完了日から令和8年3月31日まで

4. 提出方法

- (1) 「令和4・5・6・7年度 物品等 申請用ファイル」をダウンロード（保存）する。
- (2) 「令和4・5・6・7年度 物品等 申請用ファイル」の基本情報シートに必要事項を入力する。
- (3) (2) で入力した「令和4・5・6・7年度 物品等 申請用ファイル」から必要書類を印刷し、P5 [8. 提出書類] に示すその他の提出書類と併せ、P3 [5. 書類の綴じ方] のとおりフラットファイルに綴じる。
- (4) (3) のフラットファイルを下記へ郵送する。

■郵送先■

〒570-0008

守口市八雲北町3丁目37番31号

守口市 水道局 総務課 業者登録担当宛

- ・郵送方法は問いません。（普通郵便可）
- ・返信用はがき・返信用封筒による提出書類の受領確認の返信はいたしかねます。
- ※市水道局が書類を受領したことを確認したい方は、特定記録郵便、書留郵便、レターパック等、記録が残る方法で送付してください。

5. 書類の綴じ方

(1) フラットファイル

A4（タテ）サイズ左綴じの紙製のもの（色の指定はなし）。

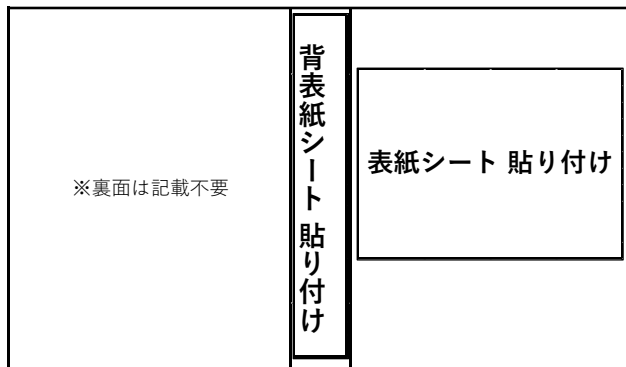
(2) フラットファイルの表紙及び背表紙

「表紙・背表紙シート」を貼付すること。

(3) 提出書類チェックリスト

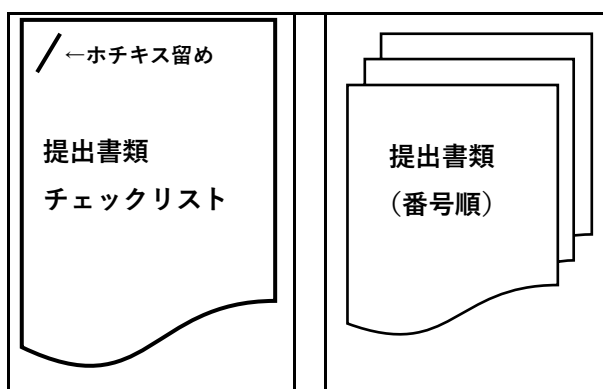
- ① 提出書類を郵送する前に、本チェックリストで書類の確認をすること。
- ② 太枠内の必要事項とチェック欄を記入後、フラットファイルの左側に提出書類チェックリストをホチキス留めにすること。

○フラットファイル表面



表紙及び背表紙に「表紙シート・背表紙シート」を貼り付ける。

○フラットファイル中面



左側
提出書類チェックリストをホチキス留めにする。
右側
提出書類の左側に綴じ穴を開け番号順に綴じる。

6. 審査結果

- (1) 資格審査結果については、入札参加有資格者名簿への掲載をもって資格審査結果通知とします。
- (2) 入札参加有資格者名簿は守口市ホームページ（ホーム >各課の案内 >守口市水道局 >業者登録（入札参加資格審査申請） > 入札参加有資格者名簿）において掲載しています。

https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/moriguchishisuidokyoku/gyoushatouroku_suido/15362.html

※電話等により資格審査結果のお問い合わせいただいたとしても、お答えできかねます。

7. 注意事項

- (1) 書類の日付は、提出される日を必ず記入してください。
※日付の記入がない場合は、守口市水道局が収受した日を提出日とみなします。
- (2) 証明書類は、申請書提出時点から3か月以内に発行されたものを提出してください。
- (3) 書類に不備がある場合は受付できませんので、提出前に十分確認してください。
- (4) 申請内容に虚偽があった場合は、入札参加停止を行う場合がありますので、ご注意ください。
- (5) 申請書提出後に申請事項に変更が生じたときは、変更届を提出してください。変更届に必要な書類については、守口市ホームページに掲載している本市指定様式を使用してください

（ホーム >各課の案内 >守口市水道局 >業者登録（入札参加資格審査申請） >登録内容の変更（変更届））

https://www.city.moriguchi.osaka.jp/kakukanoannai/moriguchishisuidokyoku/gyoushatouroku_suido/15363.html

8. 提出書類

※証明書類は、申請書提出時点から3か月以内のものを提出してください。

番号	エクセル 申請用 ファイル	提出書類	対象者	
1	○	提出書類チェックリスト[物品等]	全事業者	
		※フラットファイルの中間左側にホチキス留めにする。		
2	○	表紙・背表紙シート	全事業者	
		※フラットファイルの表紙及び背表紙に貼り付けてください。		
3	○	入札参加資格審査申請書[物品等]	全事業者	
4	○	物品等実績調書	全事業者	
		※P7-8 [資料1 物品等営業品目一覧] を参考に記入してください。		
5		免許・許可・認可等の証明書【写し可】	「4 物品等実績調書」 にて提出が必要な業者	
		※「4 物品等実績調書」にて営業に必要な証明書のある業者の方は、必ず提出してください。 ※P9 [資料2 免許・許可・認可等の証明書の主な例示] を参考に記入してください。 (例) 医薬品-医薬品販売業許可証		
6	○	使用印鑑届兼委任状(入札、契約の締結、契約代金の請求・受領等に使用する印鑑)	全事業者	
		※支店等の受任者を選任する場合は受任者を記入してください。		
7	○	誓約書	全事業者	
		※守口市暴力団排除条例の規定に基づくものです。		
8		印鑑証明書【写し可】	全事業者	
9		国税 納税証明書 【写し可】	法人 納税証明書その3の3(法人税・消費税及び地方消費税)	全事業者
		個人 納税証明書その3の2(所得税・消費税及び地方消費税)		
10		地方税 納税証明書 【写し可】	法人 法人市民税：直前1か年分(未納のない証明可)	全事業者
			※支店等で登録の場合は、支店等のある市町村の証明書	
			個人 市民税：直前1か年分(未納のない証明可)	
		※未納のない証明可。 ※道府県民税は不可。都民税は可。		
【9・10共通】				
※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。				
※移転等の理由により納税証明書が発行できない場合は、理由書(任意様式)と移転前の納税証明書を提出してください。				
※法人・支店設立後間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。 (法人の場合) 法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書(任意様式) (支店の場合) 開設届と本店の納税証明書直前2か年分				

番号	エクセル 申請用 ファイル	提出書類	対象者
11		商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）【写し可】	法人事業者のみ
		※申請書等に記載する住所と登記簿に記載されている住所が異なる場合は、理由書（任意様式）を提出してください。	
12		成年被後見人等に関する証明（登記されていないことの証明書）【写し可】	個人事業者のみ
		※法務局で発行（守口市が本籍の場合は、守口市でも取り扱えます。）	
13		固定資産税納税証明書（直前1か年分）又は賃貸借契約書【写し可】	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※課税が0円の場合は、非課税の証明書を提出してください。 ※法人として証明書が発行できない場合は、 <u>住所が会社の所在地と一致する代表者個人の証明書</u> を提出してください。 <u>住所が会社の所在地と一致する代表者個人の証明書</u> が発行できない場合は、理由書（任意様式）を提出してください。 ※賃貸借契約書が提出できない場合は、理由書（任意様式）を提出してください。 ※法人・支店設立後間がなく、納税証明書が発行できない場合は、以下書類を提出してください。 （法人の場合）法人設立前に個人で営業していた場合は、個人の納税証明書と理由書（任意様式） （支店の場合）開設届と本店の納税証明書直前1か年分	
14	○	事務所の付近見取り図（各A4判）	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※地図等の貼り付け可	
15		事務所の写真	守口市内（本店・支店・営業所）の事業者のみ
		※事業所全体と看板等の名称が確認できるもの ※パンフレット可	

※返信用はがき・返信用封筒による提出書類の受領確認の返信はいたしかねます。

市水道局が書類を受領したことを確認したい方は、特定記録郵便、書留郵便、レターバック等、記録が残る方法で送付してください。

※資格審査結果については、書面通知しません。（返信用封筒は不要です）

守口市ホームページに掲載の入札参加有資格者名簿の閲覧により確認してください。

9. 問い合わせ先

守口市 水道局 総務課 業者登録担当

TEL：06-6991-6774（平日9時から17時30分まで）

※「物品の業者登録について」とお問い合わせください。

業者番号がお分かりの方は併せて「業者番号」をお伝えください。

FAX：06-6994-0109

mail：Suido_soumu@city-moriguchi-osaka.jp

資料1 物品等営業品目一覧

営業種目	種目番号	品目番号
水道工事用材料	01	1:鉄管、異形管、バルブ等送配水材料 2:各種弁栓類、パイプ、ビニール、継手類等給水材料 3:鉄蓋、コンクリート枠、その他水道工事材料 4:量水器 5:その他
一般水道資材	02	1:砕石、セメント、山・川砂、コンクリート、煉瓦等 2:道路舗装材 3:鋼材、木材 4:その他
印刷	03	1:一般印刷(企画、デザインを含む) 2:冊子 3:フォーム 4: 封筒 5:カード(テレホンカード、IDカード等) 6:シールラベル 7:その他
図書	04	1:出版 2:書籍、地図 3:新聞等 4:その他
写真等	05	1:一般写真、現像、焼付 2:青写真 3:マイクロフィルム 4: 航空写真、地図製本 5:写真機器・用品(デジタルカメラを含む) 6:その他
事務機器・用品	06	1:事務・OA用品 2:事務機器 3:紙 4:印刷機器・用品 5:OA機器 6:OAソフト 7:印章、ゴム印 8:その他
日用品類	07	1:荒物、雑貨 2:清掃用具 3:食器、瀬戸物 4:ポリ袋 5:金物、工具類 6:その他
繊維製品	08	1:事務服、制服 2:作業着、雨衣、防寒着、軍手 3:衣料品 4:白衣等繊維製品 5:その他
履物・ゴム(皮革)	09	1:履物 2:ゴム製品 3:皮革製品 4:その他
室内装飾・寝具	10	1:カーテン、ブラインド 2:寝具、座布団 3:織物(カーペットを 含む) 4:畳 5:ガラス 6:建具 7:その他
家具類	11	1:木製家具 2:スチール家具 3:特殊家具(別注を含む) 4:その他
電気・通信機器	12	1:家庭電化製品 2:通信機器 3:空調機器 4:その他
厨房・ガス器具	13	1:厨房機器 2:ガス器具 3:その他
産業用機械	14	1:機械器具・用具 2:計測量機器 3:ポンプ、発電機 4:建設 機械器具 5:特殊機械器具 6:掘削機械 7:その他土木建設機械
燃料類	15	1:ガソリン、軽油、灯油、重油、オイル等 2:酸素、窒素、水素、ヘリ ウム等高压ガス 3:燃料ガス 4:特殊燃料 5:その他
医療機器・医薬	16	1:医薬品 2:医療機器・用具 3:衛生材料 4:その他
工業・防疫薬品等	17	1:化学・工業薬品 2:水処理薬品 3:水質試薬 4:防疫 薬品 5:特殊薬品 6:その他

理化学機器	18	1:理化学、実験、計測機器・用品 2:特殊機器 3:その他
浄水関係機器	19	1:ろ過・沈澱・攪拌・オゾン発生装置・塩素関係等の機器・同修理 2:その他浄水関係機器・同修理
運動用品	20	1:スポーツ用品 2:テント、シート 3:その他
車 両	21	1:一般車両 2:建設・産業車両 3:自転車、単車・用品 4:車両修理 5:自動車用品・部品 6:架装車両 7:特殊車両 8:その他
看板・旗・プレート	22	1:看板 2:掲示板 3:門標、プレート 4:旗、のぼり 5:懸垂幕、横断幕 6:盾、トロフィー、メダル 7:その他
園芸・飼料	23	1:園芸用品・薬品 2:種苗・肥料 3:魚類・飼料 4:その他
時計・贈答品	24	1:時計、貴金属 2:記念品、贈答品 3:記章 4:メガネ 5:その他
イベント	25	1:イベント企画 2:映像企画 3:啓発、宣伝 4:ちょうちん 5:モニュメント 6:ポケットティッシュ（啓発用） 7:その他
リ ー ス	26	1:事務・OA機器 レハブ、テント等 2:建設機器 3:医療機器 4:車両 5:プ 6:OAソフト 7:その他リース
保守・警備・調査等委託	27	1:各種清掃 2:各種警備 3:各種保守・点検・管理 4: 調査 5:検査 6:人材派遣 7:各種委託 8:その他
原 材 料	28	1:アルミ製品 2:塗料 3:石灰 4:建築材料 5:電気工事材料 6:その他
防災・防護用品	29	1:消防用品 2:消火器 3:ヘルメット、安全靴、安全帯 4:防 塵マスク・メガネ 5:工事防護・標識 6:サイレン、火災報知機 7:避難救助用品 8:その他
食 品 類	30	1:茶等 2:食料品 3:その他
そ の 他	31	1:百貨店 2:運送業 3:古物 4:害虫駆除 5:産業廃棄物 6:情報処理・監理 7:クリーニング 8:ソフト開発 9:その他

資料2 免許・許可・認可等の証明書の主な例示

下表に示す証明書はあくまで一例ですので、それ以外のものでも、免許・許可・登録等を受けている場合は、その証明書を提出してください。

提出された証明書は、指名競争入札における入札参加者選定等の参考とさせていただきます。提出がない場合は、それらの免許・許可・登録等を受けていないものとみなして入札参加者選定等を行う場合がありますので、ご了承ください。

- 15 石油製品 : 石油製品販売業開始届出書
- 16 医薬品 : 医薬品販売業許可証
 - 医療機器・用具 : 医療機器製造販売業許可証
- 17 工業薬品 : 劇物毒物一般販売業登録票
- 21 車検整備 : 自動車分解整備事業認定書
- 26 リース車両 : 有償貸渡許可
- 27 各種警備 : 警備業認定証
 - 各種清掃 : 建築物環境衛生総合管理業登録証明書
 - 建築物清掃業登録証明書
 - 浄化槽清掃業許可証
 - 建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
- 人材派遣 : 労働者派遣事業許可証
- 30 食料品 : 食品衛生法に基づく営業許可証
- 31 産業廃棄物 : 産業廃棄物収集運搬業許可証
 - 産業廃棄物処分業許可証
- 運送業 : 一般自動車運送事業の免許
 - 一般貨物自動車運送事業の許可